

者)という急斜面。柔らかい春の新雪に、すりきりづらかった。10時5分ごろ第一陣がロックが、腰まで沈みこすり、現場には11時55分ごろから聞こえるうめかりに、埋まっらをスコップでいった。助け出らばぐったりしり込んでしまふたちが防寒シーム、体温を奪わにしたという。

山 口 新 聞

2017年(平成29年)3月28日 火曜日

ハラなどを受け適応障害を
発症したとして同大の理事
長と事務局長に損害賠償を
求める訴訟を山口地裁下関
支部(泉裁判長)に起こ
し、同支部が事務局長に5
万5千円の賠償を命じる判
決を出したことが27日、分
かった。判決は21日。

き立場の事務局長から申し
立てを受けた原告の精神的
苦痛は相応に大きい」と指
摘。事務局長の報復的な申
し立てを不法行為と認め、
慰謝料の支払いを命じた。
事務局長は取材に「個人
的な訴訟のためコメントは
差し控える」と述べた。

教授に精神的苦痛

下関市大の事務 局長に賠償命令

地裁支部

下関市立大の教授がハラ

判決によると、2012
年9月、原告は事務局長ら
にハラメント行為を受け
たとして、同大ハラメン
ト防止委員会に申し立てを
行った。しかし、同委員会
はハラメントがあったと
は認めなかった。一方で事
務局長は14年3月ごろ、原
告が教授会で事務局長に対
する名誉棄損発言をしたと
して、同委員会に調査を申
し立てたが却下された。

泉裁判長は「職員をハラ
メント行為から保護すべ

毎 日 新 聞

2017年(平成29年)3月29日(水)

(第3種郵便物認可)

市立大パワハラ訴訟判決

事務局長に賠償命令

地裁下関 一部不法行為と判断

下関市立大の教授が
研究妨害やパワハラ
メントによって精神
的に不安定となり、適
応障害を発症したなど
として、同大理事長と
事務局長に対し、損害
賠償を求めていた裁判
で、山口地裁下関支部
(泉裁判長)は事務
局長に慰謝料など5万
5000円を支払うよ
う命じる判決を出し
た。判決は21日付。判
決では、研究妨害やパ
ワハラは認定しなかつ
たが、事務局長の行為

申し立てたが、委員会
は「委員会が取り扱
べき案件ではない」な
どとして申し立てを却
下した。

判決では事務局長に
よる委員会への申し立
てを「報復目的による
もの」と認定し、不法
行為があったと判断し
た。泉裁判長は本来、
職員をハラメントか
ら保護すべき立場にあ
る被告から報復的申し
立てを受けた原告の精
神的苦痛は大きい」と
述べた。取材に対し、事
務局長は「大学には関
係のない個人間のこと
であるので、コメント
は申し上げられない」と
語った。【下村里花】

研究妨害やパワハラ
メントによって精神
的に不安定となり、適
応障害を発症したなど
として、同大理事長と
事務局長に対し、損害
賠償を求めていた裁判
で、山口地裁下関支部
(泉裁判長)は事務
局長に慰謝料など5万
5000円を支払うよ
う命じる判決を出し
た。判決は21日付。判
決では、研究妨害やパ
ワハラは認定しなかつ
たが、事務局長の行為
として、同大理事長と
事務局長に対し、損害
賠償を求めていた裁判
で、山口地裁下関支部
(泉裁判長)は事務
局長に慰謝料など5万
5000円を支払うよ
う命じる判決を出し
た。判決は21日付。判
決では、研究妨害やパ
ワハラは認定しなかつ
たが、事務局長の行為